平成２２年（フ）第４７４号
神奈川県平塚市長持544番地
債務者　磯田　貴弘
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第４７８号
神奈川県小田原市久野2391番地の１
債務者　和泉　直樹
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５０７号
神奈川県足柄下郡湯河原町城堀409番地の41
債務者　半田　則之
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５１０号
神奈川県秦野市下大槻224番地の１　２―305
債務者　堀井　由信
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２２年（フ）第５１号
京都府与謝郡与謝野町字三河内1192番地
債務者　香山とも子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
京都地方裁判所宮津支部

平成２２年（フ）第５１３号
大阪府貝塚市三ツ松2000番地17号
債務者　田端章一郎
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５１４号
大阪府貝塚市三ツ松2000番地17号
債務者　田端　雅子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５３３号
大阪府岸和田市天神山町１丁目４番８―101号、前住所大阪府岸和田市南上町１丁目７番２号
債務者　小椋　元美
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５３５号
大阪府岸和田市小松里町756番地の５
債務者　松浦　和之
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５３６号
大阪府和泉市府中町６丁目６番16号
債務者　垰川　博子
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５３７号
大阪府泉大津市千原町１丁目１番１―103号
債務者　杹原こと　岡野　淳子（旧姓櫨原）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５４４号
大阪府岸和田市磯上町１丁目16番15―202号
債務者　古谷　丸美（旧姓泉口）
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５４７号
大阪府和泉市寺門町１丁目８番４号13号室
債務者　赤瀬　政一
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５５１号
大阪府泉南市樽井５丁目12番16号泉ハイツ２Ｂ、前住所大阪府泉南市信達市場2652番地の15
債務者　木下　正広
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５５２号
大阪府貝塚市海塚200番地１―15棟206号
債務者　片山　　浩
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５５５号
大阪府泉南郡田尻町りんくうポート北３番地の20―７―604号
債務者　中間　隆則
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５５８号
大阪府岸和田市沼町５―19―603号、住民票上の住所大阪府岸和田市沼町18番６号
債務者　西蔭真紗美
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２２年（フ）第５５９号
大阪府岸和田市西之内町53番５号
債務者　畑　　茂
1　決定年月日時　平成22年７月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月８日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

第明治三十二種郵便物認可　三十五年三月